

岐阜県農業ジョブコーチの設置及び派遣要領

第1 趣 旨

この要領は、農福連携推進活動事業実施要領(令和3年2月8日付け農経第1235号)に基づき実施する岐阜県農業ジョブコーチ(以下「農業ジョブコーチ」という。)の設置及び派遣に関し必要な事項を定める。

第2 設 置

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長(以下「理事長」という。)は、農業と福祉に一定の知識を有する者を登録することにより、農業ジョブコーチを設置することができる。

第3 農業ジョブコーチ養成研修の実施

理事長は、その職務を果たすために必要な知識を醸成するため、農業ジョブコーチ養成研修を実施する。

第4 登 録

理事長は、前条の農業ジョブコーチ養成研修修了者およびそれと同等の知識を持つと認められる者の中から、本人の同意を得て、「農業ジョブコーチ名簿(以下「登録名簿」という。)」(様式第1号)に登録することができる。なお、本人の意向は、「農業ジョブコーチ名簿登録同意書」(様式第2号)により確認するものとする。

第5 農業ジョブコーチの職務

農業ジョブコーチは、農福連携の普及に努めるとともに、別記の業務に従事する。

第6 手 続

- 1 前条に定める農業経営体の代表者は、理事長に対し、「岐阜県農業ジョブコーチの派遣について(要請)」(様式第3号)により、農業ジョブコーチの派遣を求めることができる。派遣人数・日数は、1作業日を1回とし、1回に1人、10回を上限とする。
- 2 理事長は、前項の要請を受け、必要と認めた場合は、農業ジョブコーチ名簿に登録された者の中から、本人及び所属組織がある場合はその代表者の同意を得て派遣を決定し、「農業ジョブコーチの派遣について(通知)」(様式第5号)により、要請のあった農業経営体の代表者あて通知する。
ただし、障がい者農業就労支援サポーター又はジョブコーチが派遣される事業場への派遣は行わない。
なお、派遣の同意は、「岐阜県農業ジョブコーチ派遣同意書」(様式第4号)により確認することとする。
- 3 理事長は、前2項の手續にかかわらず必要と認めた場合には、登録者の中から適任者を選定し、本人及び所属組織がある場合はその代表者の同意を得て事業所に派遣することができる。なお、この場合の事務手続きは、前項に準じて行う。
- 4 農業ジョブコーチは、現地での活動が終了したとき及び他の者に活動を引き継ぐときは、「活動報告書」(様式第6号)により速やかに理事長に報告するものとする。
(2) 理事長は、派遣した農業ジョブコーチから、他の者に活動を引き継ぐ場合の報告を受けた時は、速やかに、次に派遣する農業ジョブコーチにその内容を伝達する。

第7 謝金等

- 1 農業ジョブコーチの活動に対し、謝金及び旅費を支給する。
(1) 謝金

1日あたり 5,000 円。

ただし、当日の活動に従事する時間が3時間に満たない場合は、1時間あたり 1,000 円(30分未満切り捨て)とする。

(2) 旅費

一般社団法人岐阜県農畜産公社の職員に準じて支給する。

- 2 農業ジョブコーチは、第6条第3項の活動報告書に、「謝金等請求書」(様式第7号)を添えて、理事長に請求する。
- 3 理事長は、必要に応じて現地調査等を行い、遅滞なく農業ジョブコーチの指定口座へ、謝金および旅費を振り込むものとする。

第8 その他

- 1 農業ジョブコーチは、職務上知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。
- 2 理事長は、必要に応じ、農福連携コーディネーターを、農業ジョブコーチを派遣した事業所へ派遣することができる。
- 3 この要領に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月7日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記

場 所	業 務
1 障がい者を受け入れるか障がい福祉サービス事業所に作業を委託する農業経営体の事業場	○ 農業経営体の主務者に、障がいとの接し方や作業指示の方法等を助言 ○ 農作業に従事する障がい者等に、作業手順や方法等を助言
2 農業参入するとして農福連携推進モデル事業の助成を受ける就労系障がい福祉サービス事業所又は生活介護事業所の事業場	○ 栽培(土づくり、耕起、施肥、管理、防除等)や調製に関する技術指導